

答 申

第1 審査会の結論

高知市長が行った平成29年2月6日付け行政情報非公開決定（28福管第1419号）及び同日付け行政情報非公開決定（28福管第1420号）（本件非公開決定を合わせて「本件決定」という。）のうち、別表1に掲げる文書に係る非公開決定（以下「本件対象処分」という。）について、別表2に掲げる部分及び別表3に掲げる部分以外の部分を非公開としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分以外の部分及び別表3に掲げる部分は公開すべきである。

第2 審査請求の趣旨・経過

- 1 審査請求人は、平成29年2月16日付け審査請求書により平成29年1月24日付けで高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）に基づき行った2件の行政情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、高知市長（以下「実施機関」という。）が行った本件決定の取消しを求めている。
- 2 本件決定に係る行政情報は、次のとおりである。
 - (1) 平成27年12月1日から平成28年5月31日までの保護停止決定通知書及び同通知書に係る起案文書
 - (2) 平成28年8月1日から平成29年1月24日までの保護停止決定通知書及び同通知書に係る起案文書
- 3 審査請求人は、平成30年7月5日付けで実施機関に対し、上記1の審査請求の一部取下げを行い、審査請求の対象を本件対象処分に限定した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が主張している本件審査請求の主な内容は、概ね次のとおりである。

- 1 実施機関は、本件決定に係る行政情報として、高知市生活保護法施行細則（平成10年規則第34号。以下「細則」という。）第5条第2項に規定する保護停止決定通知書（別添様式1。以下「保護停止決定通知書」という。）、第2条第1項第3号に規定する保護決定調書（別添様式2。以下「保護決定調書」という。）及び同項第4号に規定するケース記録票（以下「ケース記録票」という。）を特定しているようであるが、本件公開請求の「保護停止決定通知書に係る起案文書」にケース記録票は含まれていないと認識している。
- 2 行政情報非公開決定通知書の「公開しないことと決定した根拠規定及び理由」欄には、非公開の理由として、「保護停止決定通知書及び同通知書に係る起案文書は、その文書の性質上、要保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項が含まれていること

や、個人識別性のある部分を除いたとしても、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないため」としているが、これらの記載は、非公開の根拠規定の条項（条例第9条第2号）の内容を示すに過ぎず、個人的な秘密にわたる事項のどの部分が該当するのか記載されていない。

- 3 条例第7条第3項後段には、「理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない」とあるが、当該行政情報非公開決定通知書の記載内容からは理解できない。本件決定は、行政文書の全部を非公開とするものであり、理由付記の不足を補って推測することも不可能である。これらのことは、請求者において、どのような理由でどのような情報を非公開としたかを知り得ることができず、合理的な証明がなされていないため、理由付記に不備があり、高知市行政手続条例第8条に違背する。

また、個人的な秘密にわたる事項以外の部分について、通知日等も含めた様式として定められているもの全体が公開されていない理由の記載がない。

本件決定に係る情報公開請求は、過去に一部公開決定を受けたものと請求の範囲が重複しているが、重複する部分についても非公開となったものである。当該行政情報非公開決定通知書には、非公開の理由として、社会情勢の変化があった等、どうして取扱いが変更となったのかについて全く記載がない。

- 4 行政情報非公開決定通知書中の「公開請求に係る行政情報の内容等」欄には「請求する行政情報の件名又は内容」欄の記載がそのまま転記され、非公開とした文書の件数、起案文書の起案紙については、何ら明らかにされないまま、その全部が非公開とされている。請求者においては、公開請求に対し、どのような行政文書を特定した上で非公開決定を行ったのか知り得ることができず、不適切な対応である。
- 5 過去に一部公開決定を受けて公開された保護停止決定通知書のうち、本件公開請求と重複する期間のものについて、手書き加筆されたものがあつたり、決裁に保護停止決定通知書の写しが保管されていなかったため、生活保護システム（以下「システム」という。）に保管されているデータから専用の用紙に再度印刷し、新たに作成されたものの写しがあつた。そのようなものを公開されたのでは、原本と同一のものが公開されていない可能性があり、本件決定に関しても非公開の対象となった文書の特定が適正に行われているのか非常に疑問である。また、保護停止決定通知書に手書き加筆が行われていること、再発行した保護停止決定通知書を公開する等、根本の事務が適切ではないのではないか。
- 6 過去に公開された保護停止決定通知書には、再発行とされたものがあつた。これは、決裁に保護停止決定通知書の写しが保管されていなかったため、システムに保管されているデータから専用の用紙に再度印刷し、新たに作成したものの写しを公開したとのこ

とであるが、情報公開制度は請求のあったものについて公開の是非を判断するものであり、新たに作成したものを公開するものではない。

第4 実施機関の決定理由

実施機関が決定理由説明書、意見陳述等で主張する本件対象処分の方決定の理由は、概ね次のとおりである。

- 1 実施機関が生活保護受給者に対し保護停止決定をする場合は、保護決定調書及び当該受給者に対する生活指導の内容を記録したケース記録票に、保護停止決定通知書の案を添付し、決裁を受けた後、保護停止決定通知書の正本を作成し、当該受給者に送付している。そのため、本件対象処分に係る行政情報として、別表4に掲げる文書を特定した。
- 2 行政情報非公開決定通知書には、「要保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項が含まれていること」と記載されており、これは審査請求人が公開を求めた行政情報には、条例第9条第2号に規定する個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれているという事実を記載している。

また、審査請求人は、条例第9条第2号後段ただし書の規定に関しても同様であると主張しているが、同規定は、条例上の非公開情報に該当する情報であっても、同条同号アからエまでの規定のいずれかに該当すれば公開するという規定であり、本件決定においては、同号アからエまでのいずれにも該当しないことが非公開理由である。

- 3 審査請求人は、本件決定に係る行政情報中、個人的な秘密にわたる事項が含まれていない部分については非公開の理由の記載がないと主張しているが、「個人識別性のある部分を除いたとしても、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」という部分が非公開理由そのものである。個人の「権利利益を害するおそれ」とは、住所、氏名等の個人識別性のある部分を除いて情報の公開をした場合であって、かつ、条例第4条に規定する利用者の責務に基づく公開された情報の適正な使用が行われたとしても、不特定多数の生活保護受給者に対する通知書及び同通知書に係る起案文書が公開されるという情報が独り歩きしてしまえば、生活保護を必要とする方が委縮し、生活保護の申請や受給を躊躇してしまい、真に必要な保護を受けることができなくなることを危惧したものである。
- 4 審査請求人は、条例第7条第3項後段の規定により、行政情報の一部又は全部を公開しない場合の書面への理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならないとあるが、

非公開決定通知書の記載内容からは理解できないと主張しているが、本件決定を行った理由は、前記2及び3で記したとおりであり、非公開決定通知書の記載内容で理解され得るものと判断している。

- 5 審査請求人は、個人的な秘密にわたる事項以外の部分について、通知日等も含めた様式として定められているものの全体が公開されていない理由の記載がないと主張しているが、個人的な秘密にわたる事項を黒塗りして、それ以外の部分を公開したとしても個人を特定できるリスクがあり、生活保護業務の適正な執行に支障が生ずる。
- 6 審査請求人は、過去に公開された保護停止決定通知書には手書き加筆があったが決裁後に書き加えたのではないかと主張しているが、また、手書き加筆をした押印済みの施行文書が決裁を受けるより先に作成されるのはおかしいと主張しているが、起案の段階で保護停止決定通知書の案を添付するが、その案には手書き加筆を行った状態のものを添付し、手書き加筆の内容も含めて決裁権者から決裁を受けている。

第5 審査会の判断

1 争点

当審査会では、本件対象処分に係る行政情報の特定及び当該特定した行政情報の条例第9条第2号該当性並びに本件決定に係る理由不備の有無等に関し、以下検討する。

2 審査請求の対象となる行政情報について

(1) ケース記録票について

まず、実施機関が本件対象処分に係る対象文書として特定しているケース記録票について検討する。

本件対象処分に係る請求内容のうち、「保護停止決定通知書に係る起案文書」の文書の特定について、実施機関は、別表4に掲げる保護決定調書とケース記録票を特定している。これらの行政情報を特定したことについて、当審査会が意見陳述の場において、実施機関に確認したところ、保護停止処分及び保護停止決定通知に係る決定に当たっては、保護決定調書、ケース記録票及び保護停止決定通知書の案を一式として回付し、保護決定調書及びケース記録票の決裁欄にそれぞれ押印して決裁を行っていることから、「保護停止決定通知書に係る起案文書」として特定したとのことであった。

一方、当審査会が意見陳述の場において、審査請求人に本件公開請求の「保護停止決定通知書に係る起案文書」について確認したところ、保護停止決定通知書により通知することを決定した起案文書を請求している趣旨であることを確認した。

この点について、当審査会が実施機関から提出のあった別表4に掲げる保護決定調書及びケース記録票を見分したところ、ケース記録票は生活保護受給者に対する生活指導の内容等を記録したものであり、保護停止決定通知書の通知に係る記述は見当たらない。

ったため、当審査会では、ケース記録票は、審査請求人が請求している「保護停止決定通知書に係る起案文書」には該当しないものとして差し支えないと判断することから、本件対象処分の対象行政情報（以下「本件行政情報」という。）として、別表４に掲げる文書のうちケース記録票を除いたものを特定し、本件対象処分の妥当性について検討する。

(2) 保護停止決定通知書について

次に、本件行政情報中、保護停止決定通知書（以下「本件行政情報ア」という。）に係る文書の特定について検討する。

審査請求人は、平成28年7月26日付け行政情報一部公開決定（28福管第504号）により公開された保護停止決定通知書のうち、本件行政情報と重複するものについて、手書き加筆されたものがあつたり、決裁に保護停止決定通知書の写しが保管されていなかったため、システムに保管されているデータから専用の用紙に再度印刷し、新たに作成されたものの写しがあつたため、実際に生活保護受給者に交付した保護停止決定通知書（以下「原本」という。）と同一のものが公開されていない可能性があり、本件決定に際しても非公開の対象となった文書の特定が適正に行われているのか非常に疑問であると主張している。また、情報公開制度は、請求のあつたものについて公開の是非を判断するものであり、新たに作成したものを公開するものではないと主張している。

この点について、当審査会が実施機関に確認したところ、保護停止決定通知書の作成に当たっては、システムに必要項目を入力し、その内容を専用の用紙に出力しているが、システムの仕様上、通知内容の全てを入力することができないため、やむを得ず出力後の専用用紙に担当者が手書き加筆し原本を作成していること、また、保護停止決定通知書について決裁を受けた後、原本を生活保護受給者に送付する際に、原本の写しを残しているものについては当該原本の写しを保有しているが、中には原本の写しを残さずに生活保護受給者に送付したため、原本の写しを保有していないものがあることを確認した。したがって、本件行政情報の特定に際し、原本についてはその性質上、既に生活保護受給者に交付されているため、実施機関は本件公開請求の時点において保有している行政情報として、原本の写しを保有している保護停止決定通知書については当該原本の写しを特定し、原本の写しを保有していない保護停止決定通知書については原本の内容とは同一のものではないが、原本に最も近い行政情報としてシステム内に保有している電磁的記録を対象文書として特定したと主張している。

これについて当審査会では、この実施機関の対応は、本件行政情報である保護停止決定通知書を原本又は原本の写しに限定して特定した上で、全部又は一部を不存在とはせず、条例第3条の趣旨を十分に考慮して、本件公開請求の時点において保有している行政情報の中から原本に最も近い行政情報を対象文書として特定したものであると考えら

れることから、特に不合理な点はないものと判断する。

(3) 本件公開請求に係る補正等について

上記(1)及び(2)の本件行政情報の特定に関する事情を鑑みるに、本件公開請求の請求内容にある「保護停止決定通知書及び同通知書に係る起案文書」という文言だけでは、審査請求人が真に求めている行政情報を実施機関が特定することは困難である。また、審査請求人は、本件決定に係る行政情報非公開決定通知書の記述では、本件公開請求に対し、どのような行政情報を特定した上で非公開決定を行ったのか知り得ることができず、不適切な対応であると主張していることから、実施機関は審査請求人に対して本件公開請求の趣旨等を確認することなく本件行政情報を特定したことが認められる。

このことから、実施機関においては、審査請求人に対して本件公開請求の趣旨を確認するとともに、実施機関が保有する行政情報の内容を提供するなどして、公開を請求する文書の名称等について補正を求めた上で、本件行政情報の特定をすべきであったと考える。

3 特定した本件行政情報の条例第9条第2号該当性について

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、条例第1条に定めるとおり、市民の知る権利を具体的に保障するとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することにある。したがって、実施機関は、条例第3条に定めるとおり、情報公開を請求する権利が十分尊重されるよう、公開を原則としてこの条例を解釈し、運用しなければならないが、その一方で、個人に関する情報については十分保護されるよう最大限に配慮しなければならない。

(2) 本件行政情報アの条例第9条第2号該当性について

ア 本件行政情報アの様式は、細則様式第21号であり、別添様式1のとおりである。同様式に実施機関が記載する主な内容としては、保護を停止した者の住所、氏名、停止した保護の種類、停止する期間、停止する理由及び戻入の状況となっている。

イ 本件行政情報アに関する審査請求人及び実施機関の主張について

審査請求人は、本件公開請求は、過去に一部公開決定を受けたものと請求の範囲が重複しており、重複する部分についても非公開となっているが、本件決定の通知書には、非公開の理由として、社会情勢の変化があった等、どうして取扱いが変更になったのかについて全く記載がないと主張している。この点について、当審査会が、以前は条例9条第2号を根拠に一部公開決定をしていたこと、及び本件決定において同じ保護停止決定通知書を非公開としたことについて、実施機関に確認したところ、「本件決定時において社会情勢の変化や過去に保護停止決定通知書を一部公開したことによる弊害等があったものではないが、本件公開請求の内容を条例及び生活保護法関係法令等の規定に基づき判断した結果、本件行政情報アのうち、住所、氏名等の個人識

別性のある部分を除いて一部公開をした場合であって、かつ、条例第4条に規定する利用者の責務に基づき一部公開された情報の適正な使用が行われたとしても、不特定多数の生活保護受給者に対する通知書が公開されるという情報が独り歩きしてしまえば、生活保護を必要とする方が委縮し、生活保護の申請や受給を躊躇してしまい、真に必要な保護を受けることができなくなることを危惧したことから、非公開にした」とのことであった。

ウ 本件行政情報アに係る当審査会の判断について

条例第9条第2号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、本号ただし書に該当する場合を除き、非公開とすることを定めている。さらに、同号に規定する「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけではなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

当審査会において、本件行政情報アを見分したところ、実施機関が主張するように、文書の性質上、全体として公的扶助の受給に関する通知となっており、記載されている個別の情報については、心身の状況に関する情報（身体的特徴、健康状態、病歴、障害の有無及び程度等）、経歴や社会的活動に関する情報（職業、学歴、犯罪歴、所属団体等）、財産状況に関する情報（収入、支出、資産、公的扶助の受給状況等）等、生活保護受給者にとっては他人に知られたくないと考える極めて個人的な事項が含まれており、本件行政情報アに含まれる個人情報の保護については、特に慎重な取扱いが必要であることは理解できる。

さらに、実施機関は、本件行政情報アの条例第9条第2号該当性の判断に当たっては、生活保護受給者に係る保護停止決定通知書を公開すると、その情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、情報の性質や内容により、生活保護を受給している個人や、今後受給する個人に不利益を及ぼすおそれがあり得ると判断し、非公開としているが、当審査会が実施機関から意見聴取した内容によれば、令和2年1月末時点の生活保護受給者数は11,370人、生活保護受給世帯数は8,923世帯であることから、この全体の状況を鑑みれば、その全てにおいて条例第9条第2号に規定する特定の個人を識別することができる個人情報を除いて公開する場合において、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないと判断する。

したがって、本件行政情報アについて、別表2に掲げる部分は条例第9条第2号に

該当するため非公開とすべきであるが、同表に掲げる部分以外の部分は細則に定められている様式の内容や生活保護の停止に関する定例的な理由の記述等であり、同号には該当しないと認められるため公開すべきと判断する。

(3) 保護決定調書の条例第9条第2号該当性について

ア 保護決定調書の様式等について

本件行政情報中、保護決定調書（以下「本件行政情報イ」という。）の様式は、細則様式第3号であり、別添様式2のとおりである。同様式に実施機関が記載等する主な内容としては、決裁印、地区名、ケース番号、世帯主氏名、保護開始年月日、担当員氏名、現在地区分、級地区分、国籍、世帯類型、労働力類型、ケース格付の区分、保護歴、世帯分離の有無、単併の区分、通知の有無、決定理由及び過払い・手持ち金・手計算結果等の内容並びに要保護世帯の者の氏名、生年月日、他法適用の内容、性別及び年齢並びに扶助（生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助等）に係る具体的内容、金額、率及び一時扶助（臨時的最低生活費）に係る金額等となっている。

イ 本件行政情報イに関する実施機関の主張について

実施機関は、本件行政情報アと同様、本件行政情報イのうち氏名、生年月日等の個人識別性のある部分を除いて一部公開をした場合であって、かつ、条例第4条に規定する利用者の責務に基づき一部公開された情報の適正な使用が行われたとしても、不特定多数の受給者に対する調書が公開されるという情報が独り歩きしてしまえば、生活保護を必要とする方が委縮し、生活保護の申請や受給を躊躇してしまい、真に必要な保護を受けることができなくなることを危惧したことから、非公開にしたと主張している。

ウ 本件行政情報イに関する当審査会の判断について

当審査会において、本件行政情報イを見分したところ、実施機関が主張するように、文書の性質上、全体として公的扶助の受給に関する調書となっており、記載されている個別の情報については、家庭や生活に関する情報（家族構成、生活状況等）、心身の状況に関する情報（身体的特徴、健康状態、病歴、障害の有無及び程度等）、経歴や社会的活動に関する情報（職業、学歴、犯罪歴、所属団体等）、財産状況に関する情報（収入、支出、資産、公的扶助の受給状況等）等、受給者にとっては他人に知られたくないと考える極めて個人的な事項が含まれており、本件行政情報イに含まれる個人情報の保護については、特に慎重な取扱いが必要であることは理解できるが、上記の本件行政情報アと同様、高知市全体の生活保護受給世帯数等から考えると、その全てにおいて条例第9条第2号に該当する非公開情報を除いて公開する場合には、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないと判断する。

したがって、本件行政情報イについて、別表3に掲げる部分以外の部分は条例第9

条第2号に該当するため非公開とすべきであるが、同表に掲げる部分は細則に定められている様式の内容や実施機関の職員の氏名、決裁印等並びに「決定理由」及び「過払い・手持ち金・手計算結果等」に係る記載等であり、同号には該当しないと認められるため公開すべきと判断する。

(4) 本件決定に係る理由不備の有無について

続いて、審査請求人が主張している本件決定に係る情報非公開決定通知書の理由不備について検討する。

一般に、法令が行政処分を理由を示すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由の提示を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである。

条例第7条第3項が「公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないときは、公開請求者に対し書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定しているのは、非公開情報該当性の判断において、実施機関の慎重かつ公正妥当を担保して、その恣意的な判断を抑制するとともに、非公開とする理由を公開請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える趣旨であると解される。このような趣旨に鑑みれば、情報公開の決定等通知書に記載すべき理由としては、公開請求者において、条例第9条各号に規定する非公開情報のどれに該当するかを、その根拠とともに客観的に理解できる程度に記載しなければならない（最高裁第一小法廷平成4年12月10日判決参照）。

これを本件対象処分について見ると、保護停止決定通知書及び保護決定調書が公的扶助の受給に関する情報が記載されている行政情報であることを踏まえれば、審査請求人は本件決定の通知書に記載されている条例第9条第2号適用に係る根拠規定及びその理由について、了知し得るものと認められることから、理由の付記については特に不合理な点はない。ただし、審査請求人が主張するとおり、本件決定に際し、どのような行政情報を特定して非公開としているかについては本件決定の通知書からは分からないため、対象文書の特定に当たっては、上述のとおり、実施機関は、審査請求人に対して本件公開請求の趣旨を確認するとともに、実施機関が保有する行政情報に係る情報を提供するなどして、公開を請求する文書の名称等について補正を求めた上で対象文書の特定をするべきであり、当該補正した内容を本件決定に係る情報非公開決定通知書に記載するべきであったと考える。

第6 結論

当審査会は、本件対象処分について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会

の結論」のとおり判断したので、答申する。

第7 答申に際して付する意見

当審査会は、実施機関がした本件対象処分の妥当性について審理や判断を行うものであり、実施機関の生活保護停止処分に係る事務処理等の妥当性について、審理や判断を行うものではないことを付記する。

第8 当審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年9月26日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年10月30日	実施機関から諮問の説明を受けた。 (第231回審査会)
令和元年11月13日	審査請求人から意見書等及び口頭意見陳述申立書を受理した。
令和元年12月16日	諮問に係る調査審議を第2部会で実施することを決定した。 (第232回審査会)
令和2年1月27日	諮問の審議を行った。(第1回第2部会)
令和2年1月31日	審査請求人及び実施機関からの意見聴取を行った。 諮問の審議を行った。(第2回第2部会)
令和2年2月7日	実施機関から行政情報を受理した。
令和2年2月21日	諮問の審議に関する報告を行った。(第233回審査会)
令和2年3月13日	実施機関からの意見聴取を行った。 諮問の審議を行った。(第3回第2部会)
令和2年4月～6月	新型コロナウイルス感染症に係る高知市対処方針に基づき 審査会開催を延期し、諮問の審議を中断した。
令和2年8月11日	諮問の審議を行った。(第4回第2部会)
令和2年9月25日	諮問の審議を行った。(第5回第2部会)
令和2年10月21日	諮問の審議を行った。(第6回第2部会)
令和2年11月30日	諮問の審議を行った。(第237回審査会)
令和2年12月7日	答申を行った。

別表 1

- 1 平成27年12月 1 日から平成28年 5 月31日までの保護停止決定通知書及び同通知書に係る起案文書のうち、次表の調書番号に係るもの。

調書番号	通知年月日
1522594	平成28年 1 月13日
1532413	平成28年 1 月28日
1532250	平成28年 1 月28日
1600013426	平成28年 5 月10日
1600013493	平成28年 5 月10日
1600014144	平成28年 5 月13日
1600014795	平成28年 5 月16日
1600014798	平成28年 5 月16日

- 2 平成28年 8 月 1 日から平成29年 1 月24日までの保護停止決定通知書及び同通知書に係る起案文書（各月の初日から決定のあった順に 3 件ずつに限る。）

別表 2

対象文書	非公開とすべき部分
本件行政情報ア	郵便番号，住所，氏名，疾病名，病院名，入院予定日，逮捕・勾留日

別表 3

対象文書	公開すべき部分
本件行政情報イ	保護決定調書の様式（別添様式 2）の内容，調書番号，世帯の調書番号，起案年月日，決裁年月日，頁，決裁欄の「係長」の文字，決裁印の印影，担当員 I D，「高知市福祉事務所」の文字，支給区分，決定年月日，経理担当の確認印の印影，担当員の係名及び氏名，「通知」及び「No」に係る記載，「決定理由」に係る記載（氏名を除く。），「過払い・手持ち金・手計算結果等」に係る記載（逓減率及び激変緩和措置に関する記載を除く。）並びに支払に関する表

別表 4

No	調書番号	通知日	保護停止 決定通知書	保護決定 調書	ケース 記録票
1	1522594	平成28年 1 月 13 日	電磁的記録	○	○
2	1532413	平成28年 1 月 28 日	電磁的記録	○	○
3	1532250	平成28年 1 月 28 日	電磁的記録	○	○
4	1600013426	平成28年 5 月 10 日	写し（表のみ）	○	○
5	1600013493	平成28年 5 月 10 日	写し（表裏）	○	○
6	1600014144	平成28年 5 月 13 日	写し（表のみ）	○	○
7	1600014795	平成28年 5 月 16 日	写し（表裏）	○	○
8	1600014798	平成28年 5 月 16 日	写し（表裏）	○	○
9	1600041023	平成28年 7 月 15 日	写し（表裏）	○	○
10	1600051355	平成28年 8 月 2 日	写し（表のみ）	○	○
11	1600062097	平成28年 8 月 23 日	電磁的記録	○	○
12	1600062184	平成28年 8 月 23 日	写し（表のみ）	○	○
13	1600064163	平成28年 9 月 6 日	写し（表のみ）	○	○
14	1600064320	平成28年 9 月 6 日	写し（表裏）	○	○
15	1600076230	平成28年10月 3 日	写し（表のみ）	○	○
16	1600076615	平成28年10月 5 日	写し（表のみ）	○	○
17	1600077254	平成28年10月11日	写し（表裏）	○	○
18	1600088981	平成28年11月 7 日	写し（表裏）	○	○
19	1600090465	平成28年11月14日	写し（表裏）	○	○
20	1600098841	平成28年11月18日	写し（表裏）	○	○
21	1600101135	平成28年12月 1 日	写し（表裏）	○	○
22	1600101732	平成28年12月 5 日	写し（表のみ）	○	○
23	1600102853	平成28年12月 9 日	写し（表のみ）	○	○
24	1600102530	平成29年12月 8 日	写し（表のみ）	○	○
25	1600112079	平成28年12月21日	写し（表裏）	○	○
26	1600113599	平成29年 1 月 6 日	写し（表裏）	○	○

※保護停止決定通知書について

「電磁的記録」：生活保護システム内に保存されている当該保護停止決定通知書に係る
電磁的記録（表面の情報に限る。）

「写し」：当該保護停止決定通知書の原本の写し。裏面には教示文が記載されている。

別添様式1（その1）

※平成28年4月1日付け細則改正前

（表 面）

様式第21号（第5条関係）

〒

高知市福祉事務所長

保 護 停 止 決 定 通 知 書

記

1 停止した保護の種類

2 停止する期間

から

まで

月（日）間

3 理 由

（備考）審査請求等に関する事項については、裏面をご覧ください。

(裏 面)

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記審査請求等については日本国籍を有する方に限ります。外国籍を有する方は保護申請却下通知書の却下の理由（生活保護法第1条に規定する「国民」による申請ではないため生活保護の要件を満たさない。）に限り審査請求等を行えますが、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく措置により決定した事項については審査請求等による不服申立てはできません。

別添様式1（その2）

※平成28年4月1日付け細則改正後

様式第21号（第5条関係）

〒

（表 面）

高知市福祉事務所長

保 護 停 止 決 定 通 知 書

生活保護法による保護を下記のとおり停止したので通知します。

記

1 停止した保護の種類

2 停止する期間

から

月（日）間

まで

3 理 由

（備考）審査請求等に関する事項については、裏面をご覧ください。

(裏 面)

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記審査請求等については日本国籍を有する方に限ります。外国籍を有する方は保護申請却下通知書の却下の理由（生活保護法第1条に規定する「国民」による申請ではないため生活保護の要件を満たさない。）に限り審査請求等を行えますが、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく措置により決定した事項については審査請求等による不服申立てはできません。

保護決定調書

支給 区分
決定年月日

起案

決裁

／ 頁

決裁

所長 課長 課長補佐 S V 担当員 経理担当

地区名

ケース番号

世帯主氏名

開始年月日

担当員

所在地

代 表 地

国 籍

世 帯 型

労働力 型

ケース 格 付

保護歴

世 帯 離

単 併

通知 No 決定理由 ◆ 過払い・手持ち金・手計算結果等

No.	氏 名	性別	級地	冬季	生活類型／ 認定率	別居・入院 冬季・期末一時	加 算	実費等 認定額 介護 保険料	学 校	教育費	教材代
	生 年 月 日	他 法	年齢	①居宅 1 類	②居宅 1 類	別居・入院 基準生活費	認 定 額	認定率	学 年	給食費	交通費

居宅分（級地・冬季・認定率）				別居・入院分				加 算	生活費計	住 宅 費		教育費計	施 設 事務費	最低生活費
1 類基準額	人数	2 類基準額	基準生活費	冬季加算 期末一時	人数	基準生活費	冬季加算 期末一時		種別	全員入院	実際家賃額 認定 額			期末一時扶助
①														
②														

No.	就労収入 1 賞与	就労収入 2 就労経費	基礎控除	特別控除	未成年 新規	就労 認定額	就労収入累計額 特控可能額 既特控額	不就労収入				介護保険料 その他経費
								(1)	(2)	(3)	(4)	

収入認定額	分割収入充当額	収入認定総額	控除総額	収入充当額	番号	分割収入充当内訳	番号	分割収入充当内訳

種類	最低生活費	収入充当額	扶助費	追給額・返還額	種類	扶助費
生活					一時扶助	
住宅					期末一時扶助	
教育					園長渡し額	
計					医療(事務費)本人払	

一時扶助内訳（再掲）

支払方法	区分	送 金 先	金融機関	預金種別	口座番号	口座名義（カナ）	金 額

17